

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和4年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第26号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項において「障害者等」という。）を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で<u>アからウ</u>のいずれかに該当するもの</p>	<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項において「障害者等」という。）を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当するもの</p>

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの。

イ （略）

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取扱うことが適当であると市長が認める者。

3 （略）

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの。

イ （略）

3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市整備部市営住宅課）